

はじめに

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本県においても、少子高齢化の進行等により社会構造や県民ニーズが変化していることに加え、高度経済成長期以降に建設された多くの公共施設等が老朽化し、更新時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となってきた。これらの変化や課題に的確に対応し、限られた財源の中で行政サービスを持続的に提供していくためには、中長期的な視点に立って、施設に掛かるコストの軽減や適正な施設の規模等を検討して、改修・更新等を実施していく必要がある。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものである。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。この計画においては、各省庁や地方公共団体は、所管するインフラを対象に、中期的な取り組みの方向性を明らかにするため、「行動計画」を策定することとされている。

その後、このインフラ長寿命化基本計画を受けて、平成26年4月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）により、国から地方公共団体に対して、インフラ長寿命化基本計画の行動計画に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がなされている。

県では、こうした国の動きと歩調を合わせ「公共施設等総合管理計画」を策定することとした。

第1章 計画の目的、位置付け等

1 計画の目的

県では、管理・所有する施設全体を把握し、将来を見据えた総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」を策定する。この計画は、厳しい財政状況が続く中で、県有施設等の総合的かつ計画的な管理の取り組みに当たって、中長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取り組みを推進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者においては、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた取り組みを推進することとする。また、本計画は、平成30（2018）年度までに策定する個別施設計画の指針となるものである。

3 対象施設

県が管理・所有する公共建築物（庁舎、学校、公営住宅、警察施設等）及び公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、公園等）を対象とする。

なお、公共施設等とは公共建築物と公共土木施設の総称である。

4 計画期間

平成27（2015）年度から平成36（2024）年度までの10年間とする。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを適宜行うこととする。